

# 会 則

令和 8 年 4 月 26 日改正

(名 称)

第 1 条 本会は、北ノ沢第三町内会と称し、事務所を北ノ沢第三町内会館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員が相互の融和と親睦をはかり住みよい環境をつくり、地域の発展と住民の福祉の増進することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、北ノ沢第三町内会地域に居住する者を会員として組織する。

2 当地域に居住する個人は、すべて正会員（世帯単位）として本会に入会することができる。

3 2 以外の者で当地域に土地（空き地）・建物（空家、借地・借家を含む）がある者は、賛助会員として本会に入会することができる。

賛助会員の適用条項は別に定める。

4 本会への入会を希望する者は、本会の定める入会届を提出しなければならない。

5 本会を退会する者は、本会の定める退会届を提出しなければならない。

(部及び事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の部を置き事業を行う。

(1) 総 務 部 : 総合的な企画、渉外、連絡等にかかわる業務。

(2) 会 計 部 : 会計にかかわる業務。ただし、会館特別会計は除く。

(3) 福 祉 部 : 福祉の推進にかかわる業務。

(4) 体 育 部 : 健康増進・体力向上を図り、スポーツ振興に寄与する業務。

(5) 女 性 部 : 女性の生活、文化の向上に寄与する業務。

(6) 青少年育成部 : 青少年の健全な成長と情操の助長にかかわる業務。

(7) 衛 生 部 : 環境衛生にかかわる業務。

(8) 環 境 整 備 部 : 環境の整備、保全ならびに地域の安全にかかわる業務。

(9) 防 犯 防 火 部 : 防犯・防火および交通安全の推進にかかわる業務。

(10) 会 館 管 理 部 : 会館の管理・保全ならびに会館特別会計にかかわる業務。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 : 1 名

(2) 副 会 長 : 若干名

- (3) 会 計 監 査 : 2 名
- (4) 部 長 : 各部 1 名
- (5) 副 部 長 : 各部 若干名
- (6) サ ポ ー タ ー : 必要部 若干名
- (7) ブ ロ ッ ク 長 : 数名
- (8) 班 長 : 各班 1 名
- (9) 副 班 長 : 必要班 若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員は次の方法により選任する。

- (1) 会長・副会長ならびに会計監査は、総会で選任する。
- (2) 各部長・副部長は会長・副会長が協議のうえ選任する。
- (3) ブロック長は会長・副会長ならびに各ブロックの班長が協議のうえ選任する。
- (4) 班長・副班長は、各班ごと、会員の互選により選任する。

(役 員)

第 7 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 : 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 : 会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。
- (3) 会 計 監 査 : 会計事務を監査する。
- (4) 部 長 : 各部担当業務の推進を図る。
- (5) 副 部 長 : 部長に協力し運営に当たる。
- (6) サ ポ ー タ ー : 部長、副部長の業務を補助する。
- (7) ブ ロ ッ ク 長 : 複数班で構成するブロックを代表し、役員選考委員会など会長が招集するブロック長会議に参画する。
- (8) 班 長 : 執行役員会から付議された事項の審議並びに班員との連絡に当たる。
- (9) 副 班 長 : 班長に協力して運営に当たる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、班長・副班長の任期については班内で決めることができる。

役員が任期途中で退任したとき、後任役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会、執行役員会、ブロック長会議ならびに拡大役員会とする。

(総 会)

第 11 条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会及び臨時総会とし会長がこれを召集する。

- 2 総会は会員の1/3の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなす。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 4 定期総会は毎年4月に開催し、次の事項について審議し議決する。
  - (1) 会長・副会長・会計監査の選任及び解任に関する事。
  - (2) 事業報告及び収支決算報告に関する事。
  - (3) 事業計画及び収支予算案に関する事。
  - (4) 会則の改正に関する事。
  - (5) 本会運営に重要な事項。
- 5 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または班長の1/3以上から要望のあるときは、会長がこれを召集しなければならない。

(執行役員会)

第12条 執行役員会は、会長、副会長、部長及び副部長で構成し、会長がこれを召集する。

- 2 執行役員会は、業務の執行に必要な事項及び拡大役員会並びに総会に付議する事項等を協議する。

(ブロック長会議)

第13条 ブロック長会議は、会長、副会長ならびにブロック長で構成し、会長の諮問機関として次に関する協議を行う。

- (1) 役員の選考に関する事項。
- (2) その他町内会運営に関する事項。

(拡大役員会)

第14条 拡大役員会は、会長、副会長、部長、副部長及び班長、副班長で構成し、毎月第1水曜日とし、祝日その他の休日にあたるときはその都度定める。

- (1) 執行役員会から臨時総会開催要否等付議された事項を審議する。
- (2) 執行役員会から事業計画等の報告を受けて班員への伝達事項を確認する。
- (3) 各班の状況報告並びに要望等を提起する。

(会計)

第15条 本会の運営に要する経費は会費、臨時会費、寄付金、助成金およびその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会費は、一世帯当たり一か月400円とする。ただし、総会の決議により臨時会費を徴収することができる。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第16条 本会の会則の改正は、総会で決定しなければならない。

(表彰)

第17条 本会の発展に功績のあった者に対し、執行役員会の審議を経て表彰することができる。

## 附 則

1. 本会則は、昭和52年4月 1日から施行する。
2. 一部改正、昭和61年4月 1日から施行。
3. 一部改正、平成15年4月20日から施行。
4. 一部改正、平成19年4月22日から施行。(第4条・第5条)
5. 一部改正、平成22年4月18日から施行。(第4条(9)を削除)
6. 一部改正、平成30年4月15日から施行。(第1条、第4条から第8条、第10条から第14条まで改定、第15条は第14条第3項に追加、第16条は(新)第15条、第17条は改正のうえ(新)第16条、第18条は削除)
7. 一部改正、令和2年4月から施行。(第4条(9)(10)の文言補足)
8. 一部改正、令和5年4月23日から施行。(第13条、第14条の改正)
9. 一部改正、令和6年4月28日から施行(第3条、第5条～第7条)。
10. 一部改正、(令和8年4月26日から施行(第5条から第7条、第10条、第13条の追加)。